

### 第3回技術調査の配点基準

(1) 配点は「積算結果(帳票)」を対象とし、「(2)と(3)の合計」とする。

(2) 下記①～④の合計ポイント数を100%とする。

①積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡(1)」、「システム鏡(2)」の配点ポイント(平成25年12月5日付けで送付した「第3回技術調査条件一覧表」参照)のとおり。

②本工事費内訳表

- ・「数量」欄の入力値を1ポイントとする(但し、設計数量において1式計上として  
いる箇所は除く)。
- ・「単価」欄に引用する「施工単価」「材料単価」「労務単価」を1ポイントとする。

③単価表(明細表)

- ・「施工単価」については、入力すべき施工条件が全て合致する場合のみ、当該条件  
数と同数のポイントとする。

④登録単価

- ・施工単価に取り入れる登録単価については、1ポイントとみなす。なお、施工単  
価においては、この登録単価を含めた施工条件が全て合致することが必要である。

⑤その他

- ・ポイント数の内訳

数量：116、施工単価：73、施工単価条件：325(登録単価7、間接費調  
整2を含む)、積算情報：15、合計529ポイント

- ・登録単価については、下記のとおり最低限の規格を記載すること。なお、内訳表  
の流れの中で規格等がわかる場合は支障ないものとする。

(イ) RCボックスカルバート：T-25、寸法(幅・高さ)

(ロ) 自由勾配側溝：縦断用、寸法(幅・高さ)

(ハ) 自由勾配側溝用蓋：車道用400用、寸法(幅・長さ)

(ニ) ます蓋用グレーチング：T-25、800×800用

(ホ) ガードレール(材料費控除用)：Gr-C2-3E

(ヘ) 道路標識柱(材料費控除用)：単柱式、φ60.5

(3) 下記①～④の合計ポイント数を減点する。

①積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡(1)」、「システム鏡(2)」の配点ポイ  
ント対象外項目で、条件一覧表どおりに入力していない場合は、各項目毎に1ポ  
イント減とする。

②工事総括表の概要取込

- ・ 不必要な回答が追加されている場合は、1行につき1ポイント減とする。

③本工事費内訳表

- ・ 「数量欄」で「1式」計上している箇所に入力ミスがあった場合は、1ポイント減とする。
- ・ 「単位欄」に入力ミスがあった場合は、1箇所につき1ポイント減とする。
- ・ レベル1～5の入力項目において、レベル及び内容のミスがあった場合は、1行につき5ポイント減とする。
- ・ レベル6の入力項目において、レベル及び記載ミスがあった場合は、5ポイント減とする。
- ・ 不必要な回答が追加されている場合は、1行につき5ポイント減とする。

④単価表（明細表）

- ・ 特殊施工単価表（Vコード単価表）の入力は認めない。入力した場合は、1行につき5ポイント減とする。